

国行職発第87号
令和6年1月17日

国立市特別職職員報酬等審議会
会長 殿

国立市長 永見理夫

学校運営協議会委員の報酬額の設定について（諮問）

このことについて、国立市特別職職員報酬等審議会条例（昭和39年12月国立市条例27号）第2条の規定により、下記のとおり諮問します。

記

1. 諮問事項

（1）学校運営協議会（コミュニティスクール）委員の報酬額の設定について

2. 諮問理由

国立市教育委員会では、学校運営及び学校運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会（以下「協議会」という。）を新設することとなりました。

協議会は、学校が地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校づくり」の推進のために開始された制度であり、現在、東京都26市中23市で導入されています。

協議会委員は、国立市の非常勤特別職に位置づけられることから、職務内容を踏まえ、報酬額を決定する必要があります。

つきましては、協議会委員の特別職職員報酬を別紙のとおりとし、令和6年4月1日より適用したいので、貴会のご意見を求めます。

以上

(別紙)

1. 学校運営協議会 (年額)

	諮問額	勤務回数
学校運営協議会	12,000円	年間6回程度